

別表第2（第3条関係）

第2条第1項第2号に掲げる条例に規定する施設及び同項第16号に掲げる条例に規定する越前市服間改善センターの減免基準

区分	使用の種類	減免割合
1	越前市内の社会教育団体又は自治組織が施設の設置目的で使用するとき。	100%
2	越前市又は越前市教育委員会が主催し、若しくは共催し、又は委託する事業で使用するとき。	100%
3	越前市内の小中学校若しくは幼稚園又は保育園若しくは認定こども園（いずれも私立によるものを含む。）が教育活動の目的で使用するとき。	100%
4	<p>公用、公共用又はこれらに準ずる活動のために使用するとき。</p> <p>(1) 越前市文化協議会、越前市自治連合会等の市内各種団体の連合体が施設の設置目的で使用するとき。</p> <p>(2) 越前市内の公益的な活動団体（越前市文化協議会加盟団体、NPO等）が施設の設置目的で使用するとき。</p> <p>(3) 越前市又は越前市教育委員会が社会教育又は社会福祉に関係ある越前市内の団体又は個人と認め、施設の設置目的で使用するとき。</p>	100%
5	越前市内の特別支援学校又は高等学校が授業又は部活動で使用するとき。	80%
6	<p>(1) 越前市又は越前市教育委員会が社会教育又は社会福祉に関係あると認めた越前市内の団体又は個人が、施設の設置目的外で使用するとき。</p> <p>(2) 国、県若しくは他市町又はこれらを単位とする団体が主催する大会事業で使用するとき。</p> <p>(3) 越前市内の大学又は専門学校が授業で使用するとき。</p>	50%

7	前各項に規定する以外で団体が施設の目的外で使用するとき。	0%
8	前各項に規定する以外で個人が施設の目的外で使用するとき。	0%

備考

- 1 公民館スポーツルーム及び越前市服間改善センター多目的ホールの減免基準は、別表第5に定めるとおりとする。
- 2 減額される額は、使用料に減免割合を乗じて得た額とし、10円未満の端数は切上げとする。